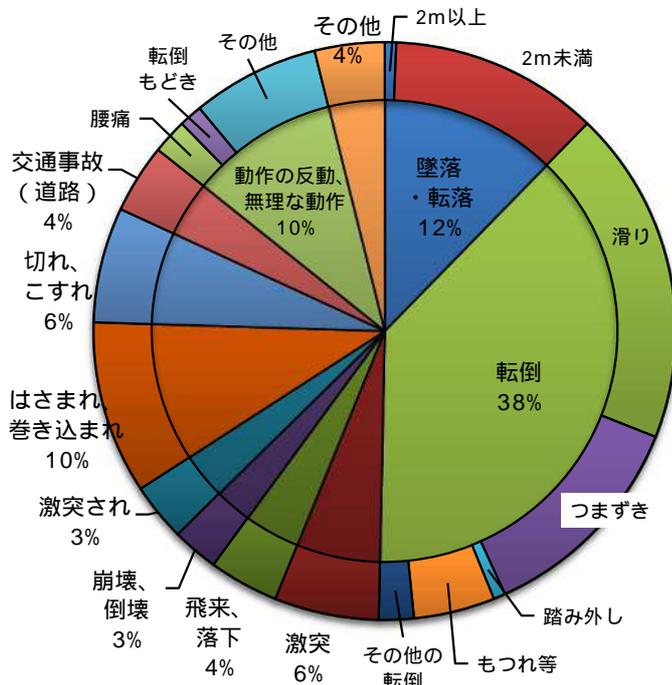




令和7年災害発生状況(古川労働基準監督署管内)

業種	発生年	令和7年(1~7月末)			
		令和6年 (確定値)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		286(1)	155	+20	+14.8%
製造業		72	40	+7	+21.2%
鉱業		0	0	±0	±0
建設業		44(1)	15	-7	-31.8%
土木工事業		14(1)	4	-4	-50.0%
建築工事業		26	6	-4	-40.0%
その他建設業		4	5	+1	+25.0%
陸上貨物運送事業		38	25	+4	+19.0%
林業		6	1	-1	-50.0%
商業		46	22	+6	+37.5%
接客娯楽業		12	9	+4	+80.0%
保健衛生業		36	24	+6	+33.3%
社会福祉施設		32	21	+5	+31.3%



新型コロナウイルス感染症を除く

労働災害は前年同時期と比較して増加しています。
事故の型「墜落・転落」は、高さ2m未満からの多く、「転倒」のうち「滑り」によるものが最も多くなっています。「動作の反動・無理な動作」のうち「転倒もどき」とは、バランスを崩したけれど、転倒せずに踏みとどまった、足をくじいた等の状態のものになります。
連日暑いが続いています。今実施している熱中症予防対策が十分か再度点検をお願いします。
熱中症を発生させないことが第一ですが、熱中症のおそれのある労働者を発見した場合は、作成した手順に基づき速やかに措置を講じ、重症化しないようにしましょう。

第76回 全国労働衛生週間の実施について

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施されています。

この期間を契機に健康保持増進に取り組みましょう。

期 間:令和7年10月1日～7日【準備期間:令和7年9月1日～30日】

スローガン：ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

事業場における実施事項(抜粋)

- ・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・過重労働による健康障害防止対策
- ・職場におけるメンタルヘルス対策
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

歩数アップチャレンジ2025

10月から11月の期間中の1日8,000歩を目指す取り組みです。
事業所部門(3人でチーム)・個人部門がありますので、運動習慣のきっかけにぜひご参加ください。



ハローワーク古川からのお知らせ

参加企業募集

「大崎地域合同就職面談会」を開催いたします！

主催：ハローワーク古川、大崎市、宮城県北部地方振興事務所



10/24(金) 13:30~16:00(受付時間13:00~15:30)

会場：宮城県大崎合同庁舎 1階 大会議室

募集企業数

20社(予定)

参加要件

- 参加申込み時点で、ハローワークに求人を申し込んでいること。(申し込み予定も含む)
 - 正社員求人のほか、高齢者が応募できる求人を申し込む企業であること。(パートでも可)
 - 就業場所が大崎地域(大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町)であること。
- ※面接会参加決定後はキャンセルとしないようお願いいたします。
※面接会参加者は2名までとします。

申込締切日

●9月19日(金) ただし定員となり次第締め切りとさせていただきます。

●申し込み方法は、下記【ハローワーク古川 求人企画部門】までお問い合わせください。

その他

- 求職者への面接会の周知は、ハローワークに登録されている方のほか、ハローワーク及び関係機関から広く行う予定です。
- 当日は、仕事をお探しの方が事業所様のブースを自由に訪問し、会社の概要・雇用条件等の情報収集を行い、応募を希望する場合は事業所様にお伝えします。
- 応募を希望される方には、後日ハローワークから紹介状を交付します。
- 応募を希望された方と改めて面接日を設定するなど、当事者同士で調整できます。
- 上記のほか詳細は参加決定後に改めてお伝えします。

【問い合わせ先】

ハローワーク古川 求人企画部門 村木・高橋
TEL 0229-22-2305 (部門コード31#)

宮城労働局 雇用環境・均等室からのお知らせ

ハラスメント対策・女性活躍推進に関する改正のポイント

1. ハラスメント対策の強化

(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

公布日：令和7年6月11日

カスタマーハラスメント対策の義務化

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します！

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

2. 女性活躍の更なる推進

令和8年(2026年)3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和18年(2036年)3月31日までに延長されました。

情報公表の必須項目の拡大

(施行日：令和8年4月1日)

プラチナえるぼし認定の要件追加

(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

◆お問い合わせは宮城労働局雇用環境・均等室(022-299-8844)へ